「独立行政法人日本芸術文化振興会移転先事務所無線LANシステム一式の賃貸借（令和9年5月から60か月間）」に関する質問と回答

	資料名等	質 問	回 答
①	入札説明書4.（11）	本要件については、別記様式3に記載する過去の履行実績において、無線LANシステムの導入に係る設計・構築等の業務に従事していた者を、本案件の納入までに係る作業体制に1名以上配置することで要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。 2026/11/10	競争参加資格（11）に示す「無線LANシステムの導入に係る業務」には、仕様書13頁5.1（4）に示すとおり「設計、設定、搬入、設置、動作確認等」までが含まれます。 したがって、本業務のうち無線LANシステムの納入までに係る業務の作業体制に、競争参加資格（10）を満たす履行実績において上記に示す「設計、設定、搬入、設置、動作確認等」までの業務に従事していた者を1名以上配置することによって、競争参加資格（11）を満たすこととなります。 2026/11/11
②		「提出書類は、正本1部と副本6部を作成すること」とありますが、副本の作成方法について確認させてください。副本6部については、以下のいずれの認識となりますでしょうか。 1. 正本と同一内容をそのままコピーしたものを6部作成する。 2. 正本をコピーした上で、企業名、商号等の提案者を特定できる情報をマスキングしたものを6部作成する。また、2の場合、具体的にマスキングが必要となる情報の範囲についてもご教示ください。 2026/11/11	正本1部、副本6部共に企業名、商号等の提案者を特定できる情報のマスキングは不要です。副本は、正本と同一内容をそのままコピーしたものを6部作成のうえ、正本と併せて提出してください。 2026/11/11
③	仕様書　3.2.1 無線LAN管理システム(12) (a)物理アプライアンス	本要件における冗長構成について、冗長化されたコアスイッチ上に無線LANコントローラー機能を搭載することで、無線LANコントローラー機能を冗長化する構成も、本要件を満たすものとして認められるとの理解でよろしいでしょうか。 当該構成が可能な場合、ご提案可能な機器の選択肢を広げることが可能となるため、ご確認をお願いいたします。 2026/11/16	コアスイッチに無線LANコントローラー機能を搭載することは、仕様書12頁3.3.4.「システム中立性要件」(4)、5.3.「作業基本要件」(3)などの要件を満たさないため、認められません。 2026/11/18
④	仕様書 3.2.2 無線LANアクセスポイント（1台当たりの要件） （10）	卓上での設置について、使用するスタンド等はメーカー純正品であることが必須でしょうか。 メーカー純正の卓上スタンドがない場合、機器を安定して設置できることを前提として、滑り止めの使用やベルクロ等を用いた設置方法でも、本要件を満たすものとして認められるとの理解でよろしいでしょうか。 上記設置方法が可能な場合、ご提案可能な機器の選択肢を広げることが可能となるため、併せてご確認をお願いいたします。 2026/11/16	卓上設置用のスタンド等は、メーカー純正品であることは必須としません。ただし可搬性や耐久性を考慮し、卓上設置に適した器具にて提案してください。メーカー純正品以外の卓上スタンド等であっても、滑り止めやベルクロ等を用いた設置方法ではなく、卓上設置用の器具にて提案してください。 2026/11/18
⑤	契約書（案）三者間 4頁 第18条（保険）	第18条において、丙は本目的物に動産総合保険を付保するものとされておりますが、当該保険は、保険金限度額が契約期間の経過に応じて逓減していく一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。 2026/11/18	賃貸借契約書（案）第18条に定める動産総合保険の内容については、受託者に委ねるものとします。 2026/11/19

⑥	契約書（案）三者間 1頁 前文（契約締結に際しての確認事項）	リース会社（丙）が貴会と初めて取引を行う場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に則り、取引時確認（本人確認）の実施が必要となります。 ※下記参考リンクとなります。 https://www.leasing.or.jp/book/docs/book_hanzai2016.pdf つきましては、契約課様または担当課ご担当者様の公的本人確認書類（運転免許証等）をご提示いただき、確認事項を記録させていただきたく存じます。当該本人確認手続にご協力いただけますでしょうか。 2026/11/18	取引時確認（本人確認）のため、契約担当者の運転免許証等の提示を行うことは可能です。提示の方法については、契約締結後、協議の上決定することとします。 2026/11/19
⑦	入札公告 2　競争参加資格（6）～（12） 契約書（案）三者間 1頁 第1条（総則） 第5項	賃貸借物品を第三者（丙：リース会社）をして貸付する場合、入札公告「2　競争参加資格」（6）から（12）等の事項は、構築業者である受注者（乙）に求められる事項であり、リース会社（丙）に求められる事項ではないとの認識でよろしいでしょうか。 2026/11/18	入札公告「2　競争参加資格」(6)～(8)および(10)については、競争参加希望者において満たす必要があります。(11)および(12)については、(15)に記載のとおりです。 競争参加希望者が自ら保守を行う場合は、自らが(9)の要件を満たす必要があります。第三者をして保守を行わせようとする場合は、当該第三者は(13)に基づき、(9)の要件を満たす必要があります。 2026/11/19
⑧	契約書（案）三者間 4頁 第18条（保険）	第18条に基づき本目的物に付保する動産総合保険について、ソフトウェアは保険の対象外であるとの認識でよろしいでしょうか。 2026/11/18	ソフトウェアを保険の対象内とすることは、必須としません。 ただし、ソフトウェアに関して障害が発生した場合には、仕様書21頁6.「保守要件」に定める要件に基づき、正常かつ安全に利用できる状態に修復するものとし、受託者の責任および負担により対応してください。 2026/11/24
⑨	仕様書 9頁 3.2.1.無線LAN管理システム (8)	以下の機能を有すること。 ・ 障害（通信不良やCPU 閾値超過等）検知機能。 上記要件について、管理システム上でAPの状態・エラー等を監視・確認することができ、SNMP等を用いた外部監視により通信不良やCPU使用率等の異常を検知できることで、本要件を満たすとの認識で問題ないでしょうか。 2026/11/20	SNMP等を用いた外部監視が本調達に含まれる場合は、問題ありません。本調達外のものを想定されている場合は、要件を満たしません。本調達内で完結するようにしてください。 2026/11/24
⑩	仕様書 10頁 3.2.2.無線 LANアクセスポイント（1台当たりの要件） (10)	(10) 壁面又は天井への固定設置が可能であること。うち5台は卓上での設置も選択できること。卓上での設置は、スタンド等による安定した設置方法とし、固定は不要とする。 上記要件について、天井・壁面設置対応製品を45台、卓上・壁面設置対応製品を5台として、設置形態に応じて異なる製品を組み合わせた構成での提案を想定しております。いずれの製品についても、本仕様書に記載のその他の仕様要件を満たすことを前提としておりますが、全50台を同一製品とせず、上記のように2製品を組み合わせた構成での提案として問題ございませんでしょうか。 2026/11/20	問題ありません。 2026/11/24

⑪	02_WIRELESSLAN_Explanation.pdf（入札説明書別紙1） 提出書類について 1頁 1.競争参加資格確認のための書類（3）	弊社ではISO 9001を取得しておりませんが、入札参加は可能でしょうか。また、代替可能な認証・要件等がございましたらご教示ください。 2026/11/20	入札説明書4.に定める競争参加資格は、本件入札への参加に必須となる要件です。 ISO 9001を未取得である場合には、入札説明書4.(6)に定める要件を満たさないため、本件入札への参加はできません。 なお、代替可能な認証・要件はありません。 2026/11/24
⑫	02_WIRELESSLAN_Explanation.pdf（入札説明書別紙1） 提出書類について 1頁 1.競争参加資格確認のための書類（8）	履行実績として提出予定の契約書・仕様書には、「①業務従事者600人以上」「②クライアントPC700台以上」を直接確認できる記載がございません。 一方で、仕様書には、無線LANコントローラが8,000台以上の端末を収容する機能を有すること、認証用アカウントを2,000以上登録できることが要件として明記されており、当該仕様に基づく構築・導入を完了しております。 このような場合、当該仕様書および契約書を「①または②」の規模を満たす履行実績の確認資料として提出して差し支えないでしょうか。 なお、APの導入数については193台となります。 2026/11/20	契約書・仕様書から業務従事者の数又はクライアントPCの台数を確認できない場合には、無線LANコントローラの台数および認証用アカウントの数をもって業務従事者数又はクライアントPCの台数が入札説明書4.(10)に定める要件を満たすことを判断するための補足資料（ただし、別記様式2に記載した発注者が発行又は承認していることが明示されているものに限る。）を提出してください。 2026/11/24
⑬	仕様書 9頁 3.2.1無線LAN管理システム(12)	納期を踏まえたうえで、「クラウドサービスによる提供は不可」について仕様を満たすことが難しい製品がございます。本仕様については緩和いただくことは可能でしょうか。 2026/11/24	本要件は、事前調査の上で総合的に判断し定めたものであり、複数の製品で対応可能であることが確認できているため、仕様緩和はいたしません。 2026/11/27
⑭	仕様書 9頁 3.2.1無線LAN管理システム(12)	「クラウドサービスによる提供は不可」という仕様について、どのような観点で禁止されているのかをご教示願います。 2026/11/24	セキュリティリスク、費用、全体要件の画一化（オンプレミスとクラウドサービス両方を認めた場合、他のネットワーク機器等を含めて要件が多重化し、非効率な支出が生じる可能性を回避）など、総合的な判断によるものです。 2026/11/27
⑮	仕様書 9頁 3.2.1.無線LAN管理システム(12)(a)	現在検討中の無線 LAN アクセスポイントについて、収容する基幹スイッチに無線APコントロール用のライセンスを追加することで「物理アプライアンス」として利用可能な製品の提案を検討しています。ライセンスの搭載が可能かを確認するため、基幹スイッチとなる機器のメーカー及び品番をご提示いただけますでしょうか。 2026/11/24	③に回答したとおり、基幹スイッチに無線LANコントローラー機能を搭載することは、認めません。そのため、基幹スイッチの情報は開示いたしません。 2026/11/27
⑯	仕様書 11頁 3.3.1.規模要件・利用環境(3)(イ)	Wi-Fi6E（6GHz 帯）及びWPA3-Enterprise は、クライアント機器側（無線LANアダプター・ドライバー・OS）が対応していない場合には利用できません。これは機器側の仕様に起因するものであり、無線LANシステムとしてはOSのエディション、バージョンに依存せず利用可能な構成（非対応のクライアント機器は2.4GHz/5GHz 帯・WPA2-Enterprise で接続）とすることで、本要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。 2026/11/24	構成については、OSのエディション、バージョンに依存しない構成も可能、という点でご認識のとおりです。 その他、機器の仕様としてOSのエディション、バージョンに依存しないことも本要件を満たす要素です。 なお、機能要件としては仕様書3.2.「機能要件」を満たすようにしてください。 2026/11/27

⑰	仕様書 11頁 3.3.3.拡張性要件 (2)	他拠点に追加設置する無線LANアクセスポイントは、WAN 経由で移転先事務所の管理システムに接続する構成を想定しております。他拠点から管理システムまでの通信経路（ルーティング、FW等の通信許可設定、帯域）は振興会側（運用管理支援業者等）で確保いただき、受注者は必要な通信要件の提示までとの理解でよろしいでしょうか。 2026/11/24	ご認識のとおりです。 2026/11/27
⑱	仕様書 17頁 5.5. 要件定義・設計 (4)	ユーザー認証の方式について、ID/パスワード方式（PEAP）と証明書方式（EAP-TLS）のいずれを想定されていますでしょうか。また、クライアント機器への無線LAN接続設定（プロファイル）や証明書の配布（グループポリシー等）、既存Active Directory側の設定（連携用アカウント作成等）は振興会または運用管理支援業者にて実施いただき、受注者は設定値の提示を行う理解でよろしいでしょうか。 2026/11/24	ID/パスワード方式（PEAP）を想定しています。証明書方式（EAP-TLS）によるユーザー認証については、デバイス認証と同条件とします。 また、既存Active Directory側の設定についてはご認識のとおりです。 2026/11/27
⑲	仕様書 17頁 5.6. 構築・設定 (2)	MACアドレス登録の対象となるクライアント機器（約700台）のMACアドレス一覧は、振興会よりご提供いただける理解でよろしいでしょうか。また、令和10（2028）年3月のクライアントパソコン大規模更新時の登録作業は振興会にて実施（6.6.7(3)）との理解でよろしいでしょうか。 2026/11/24	いずれもご認識のとおりです。 2026/11/27
⑳	仕様書 18頁 5.8.2. 物理アプライアンス (5)	RADIUS認証用のアプライアンスと基幹スイッチを接続するためのUTPケーブルについても、本調達の見積に含める理解でよろしいでしょうか。 2026/11/24	ご認識のとおりです。 2026/11/27
㉑	仕様書 19頁 5.9. 稼働及び稼働テスト (4)⑦	負荷テストで使用するクライアント機器について、振興会よりテスト用端末を貸与いただくことは可能でしょうか。 2026/11/24	テスト用端末は、5台まで貸与可能です。 2026/11/27
㉒	仕様書 16頁 5.4. 事前サーベイ(1)	精度が高い事前サーベイを行うために建物の構造（壁材、扉面材等）がある程度出来上がった段階で実施する必要があると考えております。 アクセスポイントまでの配線・その他を依頼させて頂くための期限があればご教授ください。 2026/11/25	具体的なスケジュールは契約後となりますが、現時点では2月中を目安としてください。 2026/11/27
㉓	仕様書 18頁 5.8.3.無線 LAN アクセスポイント(1),(2),(3)	天井面設置の無線LANアクセスポイントの固定において設置予定位置近傍に固定作業および落下防止対策を実施するために必要と考えます。事前サーベイ後、指定位置を示すことにより別途業者にて点検口を作成頂けるものとしてよろしいでしょうか。 さらに、その際の費用は本費用に含まないものと考えてよろしいでしょうか。 もし費用に含む必要がある場合は、1か所あたりの費用目安をご提示ください。 2026/11/25	執務室内はグリッド型システム天井です。 システム天井ではない場所（廊下等）にアクセスポイントの設置が必要な場合で、点検口が必要となった場合は、振興会にて別途、作成します。なお、点検口設置の費用は、本調達に含みません。 2026/11/27